

「指定障害福祉サービス」重要事項説明書

当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービス（就労継続支援A型事業）を提供します。
当サービスの利用は、原則として介護給付または訓練等給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. サービスを提供する事業者	1
2. 利用事業所	1
3. サービスに係る設備等の概要	1
4. 従業員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減	3
6. 利用者が就労継続支援A型サービスを利用されなかった場合の対応について	3
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について	4
8. 苦情の受付について	5

株式会社 LINK MATE

たんぽぽ

当事業所は三重県の指定を受けています

(22 障福第 259-168 号)

事業所番号 2410100487

1. サービスを提供する事業者

名 称	株式会社 LINK MATE
所 在 地	桑名市大福字宮東 340 番地 1
電 話 番 号	0594-28-8100
代表者氏名	代表取締役 梅村 鉄矢
法人の設立年月	平成 25 年 2 月 26 日

2. 利用事業所

事業所の種類	就労継続支援 A 型事業
事業所の名称	たんぽぽ
主たる対象者	制限なし（応相談）
事業所の所在地と連絡先	[たんぽぽ] 桑名市大福字宮東 340 番地 1
	0594-28-8100
管 理 者	梅村 鉄矢
サービス管理責任者	梅村 鉄矢
事業所の運営方針	別紙
事業所の開設年月日	平成 25 年 4 月 1 日
定 員	20 人

3. サービスに係る設備等の概要

(1) 事業所設備の概要

事業所設備の種類	【就労継続支援 A 型事業】	備 考
訓練・作業室	66 m ²	
相談室	13.2 m ²	
洗面所	○	
便 所	1.28 m ²	
消火その他災害対応	消火器等	
多目的室	46.3 m ²	

* 当事業所では、上記の設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定障害福祉サービス（就労継続支援 A 型事業）のサービス提供に設置が義務づけられている設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

(2) 利用にあたって別途利用料金をご負担いただく設備

昼食注文時のみ本人負担

4. 従事者の配置状況

従業者の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する者として、下記の職種の従業者を配置しています。

<主な従業者の配置状況>

【たんぽぽ（就労継続支援A型事業）】

職 種	常勤換算 ^(※)	常 勤	非常勤	指定基準
1. 管理者	1名	1名		
2. サービス管理責任者	管理者兼務			
6. 職業指導員	2名	1名	2名	
7. 生活支援員	1名		2名	

※ 常勤換算とは：

従業者それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤従業者の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

たとえば・・・1日4時間、週5日勤務の従業者（1週間で20時間勤務）が5名いる場合、常勤換算では、2.5名（4時間×5日×5名÷40時間＝2.5名）となります。

職 種	
1. 職業指導員、生活支援員、就労支援員等の直接サービス提供に関わる職員 (職業指導員、生活支援員、就労支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士等)	① 当事業所では、上記のとおり指定基準上求められる職員の配置を上回る、職員体制(7.5:1)により質の高いサービス提供に努めております。※

※ ①「人員配置体制加算」の算定（都道府県等への体制の届出）状況に応じて人員体制を説明します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減（契約書第4条、第5条参照）
当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

①訓練等給付費等から給付されるサービス

（1）当事業所が提供するサービスと利用料金

次頁に表示のサービスについては、食費を除き、サービス利用料金全体のうち9割が訓練等給付費等の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取ります。

〈サービスの概要〉

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。

なお、「個別支援計画」の写しは、利用者に交付いたします。

● 生産活動の実施、就労を目的とした訓練・指導等

【就労継続支援A型】：

当事業所内等で、原則として雇用の契約に基づき就労の機会を提供するとともに、就労移行に向けた支援を行います。生産活動等の内容は主に以下のとおりです。

- 自動車部品の組み立て
- その他軽作業

※ 別途雇用契約を締結。その他、関係法規は遵守します。

6. 利用者が就労継続支援A型サービスを利用されなかった場合の対応について

通所により当事業所を利用されている利用者が、何らかの事情によりサービスの利用を取り消された場合等の対応は以下のとおりです。

サービス利用されなかった場合には、利用者及び家族の同意のもと、ご自宅等への訪問や電話等による相談・支援を行います。

①家庭等への訪問による相談・支援

常時サービスを利用されている利用者が、心身の状況の変化等により5日以上連続して利用されなかった場合、利用者の同意の下、その方のご自宅を訪問して、引き続きサービスをご利用いただくための支援や個別支援計画の見直し等を行います。

②電話等による相談・支援

急遽サービス利用を取り消された場合等、ご自宅等にお電話し、安否確認を含め必要な相談・支援を行います。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条第6項参照）

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 個別支援計画
- (2) サービス提供の具体的な内容
- (3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
- (5) 利用者からの苦情の内容
- (6) 事故の状況及び事故に際しての対応

◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

8. 苦情の受付について（契約書第 14 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 サービス管理責任者 梅村 鉄矢

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：00～17：00

○苦情解決責任者 氏名 梅村 鉄矢 [職名]代表取締役

○第三者委員 氏名 佐藤 正弘 [所属](株)サンワーク 代表取締役

連絡先 0564-54-7515

氏名 淵上 伸次 [所属](株)ライズアップ 代表取締役

連絡先 0566-29-1008

（2）行政機関その他の苦情受付機関

○ 三重県社会福祉サービス運営適正化委員会 連絡先 059-224-8111

○ 桑名市役所 障害福祉課 連絡先 0594-24-1171

○ 長島町支所 住民福祉課 連絡先 0594-42-4155

○ 多度町支所 住民福祉課 連絡先 0594-49-2014

○ いなべ市役所 社会福祉課 連絡先 0594-78-3511

平成 年 月 日

指定障害福祉サービス（就労継続支援 A 型事業）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 たんぽぽ

説明者職名 サービス管理責任者 氏名 梅村 鉄矢 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害福祉サービス（就労継続支援 A 型事業）の提供及び利用の開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

この重要事項説明書は社会福祉法第 76 条及び第 77 条に基づく、厚生労働省令第 171, 172 号（平成 18 年 9 月 29 日）の規定により、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。